



29受文科高第2059号



中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

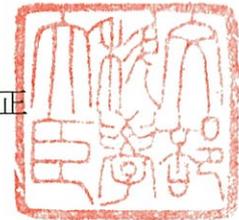
認証評価機関の認証について

平成30年3月27日

文部科学大臣

林

芳正



(理由)

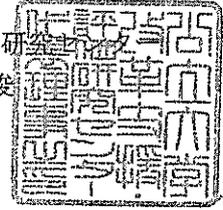
公立大学改革支援・評価研究センターから、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1項第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



平成 30 年 3 月 16 日

文部科学大臣 林芳正 殿

公立大学改革支援・評価研究センター
代表理事 奥野 武俊



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員の氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公立大学改革支援・評価研究センター規則
- 2 財産目録
- 3 財産等及び今後 5 年間の収支計画
- 4 平成 30 年度及び平成 31 年度の実施計画
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 大学機関別認証評価 実施大綱
- 7 大学機関別認証評価 大学評価基準
- 8 大学機関別認証評価 点検評価資料作成要項
- 9 認証評価体制
- 10 認証評価委員会委員名簿
- 11 大学機関別認証評価の「実施大綱(案)」及び「大学評価基準(案)」に関する意見募集の結果について
- 12 認証評価に関する諸規則

公立大学改革支援・評価研究センター
事務連絡担当者 杉浦
TEL:03-3501-3336 E-mail:jimu@kodaikyo.jp